

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社三和電工社
(法人番号5210001012943)
業者の住所：福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地
- 2 指名停止措置期間：令和8年3月27日から
令和8年6月26日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の見積合せに関し、他の見積徴収業者の情報を不正に入手したとして、令和7年9月30日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内